2026年11月20日

各 位

会 社 名　日本エコシステム株式会社
代表者名　代表取締役社長　松島　穣
（コード番号：9249 東証スタンダード・名証メイン・札証本則・福証本則）
問合せ先　取締役管理本部担当　稲生　篤彦
電話番号　0586－64－9249

特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年12月23日開催予定の第29期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり、「特定の株主からの自己株式取得の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．自己株式の取得を行う理由

当社は、資本効率の向上を通じた株主価値の向上を図るため、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行について検討してまいりました。このような中、当社の筆頭株主である松福株式会社（以下、「松福」といいます。）から、同社が保有する当社株式の一部を売却する意向がある旨の打診を受けました。

当社は、市場で売却される場合に比べて当社株式の需給への影響を軽減できること、取得価格が市場価格を上回らない水準であり、取得の相手方以外の株主の利益に配慮していること、並びに当社の財務状況及び分配可能額に照らして取得後も財務の健全性を維持できることを総合的に勘案し、会社法第156条第１項、第160条第１項及び第161条の規定に基づき、相対取引により自己株式を取得すること（以下、「本自己株式取得」といいます。）といたしました。なお、本自己株式取得により取得する自己株式は、今後の資本政策への活用を検討してまいります。

２．取得に係る事項の内容

（1）	取得する株式の種類	普通株式
（2）	取得する株式の数	350,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.97%）
（3）	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	金銭とする。
（4）	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額	金７億円（上限）
（5）	株式１株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法	次のいずれか低い金額（１円未満の端数は切り捨てます。） ①2026年12月22日（本定時株主総会の日の前日）における東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が東京証券取引所スタンダード市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）に0.95を乗じた金額

	②2026年12月22日以前２か月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値の平均価格（１円未満の端数は切り捨てます。）に0.95を乗じた金額
（６） 取得期間	2026年12月24日
（７） 取得する相手方	松福株式会社

（注）上記の内容については、2026年12月23日開催予定の本定時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

３．取得先の概要

（１） 商号	松福株式会社
（２） 所在地	京都府京都市下京区東洞院通高辻下る燈籠町579
（３） 代表者	代表取締役　松島　穣
（４） 当社との関係	資本関係：同社は、当社普通株式3,300,000株（2026年９月30日現在の議決権所有割合 37.46％）を保有する当社の筆頭株主であり、主要株主であります。 人的関係：当社代表取締役社長松島穣が、同社の代表取締役を兼務しております。 取引関係：当社と同社との間には、記載すべき取引関係はありません。 関連当事者への該当状況：同社は、当社代表取締役社長松島穣及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社であり、当社の関連当事者に該当します。

４．その他

（１）本自己株式取得の相手方以外の株主による売主追加請求について

本自己株式取得において株式１株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額は、前記２．（５）に記載の方法により算定され、会社法第161条及び会社法施行規則第30条に定める方法により算定される額を超えないため、取得の相手方以外の株主には、会社法第160条第２項及び第３項に定める売主追加請求権は生じません。

（２） 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

① 公正性を担保するための措置として、当社は以下の措置を講じております。

a. 本自己株式取得は、本定時株主総会における特別決議による承認を条件としております。なお、会社法第160条第４項の規定により、松福は当該議案について議決権を行使することができません。

b. １株当たりの取得価格は、前記２．（５）に記載のとおり、本定時株主総会の日の前日の終値及び同日以前２か月間の終値の平均価格にそれぞれ0.95を乗じた金額のうち低い金額としており、会社法第161条に定める市場価格を上回ることはありません。

② 利益相反を回避するための措置として、当社は「関連当事者等管理規程」に基づき、以下の措置を講じております。

a. 本自己株式取得の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性について審議し、独立役員である社外取締役５名及び監査等委員の見解を踏まえたうえで、本日開催の取締役会において決議しております。社外取締役及び監査等委員からは、本自己株式取得には合理性があり、その取引条件は妥当であって、当社の少数株主の利益を害するものではない旨の見解が示されております。また、同日開催の監査等委員会において、本自己株式取得を会社法第356条第１項第２号に定める取引とし

て承認しております。

b. 松島穣は、会社法第369条第２項に定める特別の利害関係を有する取締役として、本日開催の当社取締役会における本自己株式取得に関する審議及び決議に一切参加しておりません。当該議案の審議は、取締役会規程に基づき他の取締役が議長を務めて行い、同人を除く出席取締役全員の賛成により決議しております。

（ご参考）2026年９月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）：8,810,937株　自己株式数：363株

以　上